

介護従事者処遇改善臨時 特例交付金（仮称）担当者会議資料



平成20年12月25日（木）
厚生労働省老健局介護保険課

この資料は、担当者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、変更がありうる。

介護従事者処遇改善臨時特例交付金（仮称） 担当者会議目次

- 第4期の保険料設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 介護従事者処遇改善臨時特例交付金（仮称）に
係る第1号保険料分の交付額算定イメージ（素案）・・・・・・・・ 2
- 介護従事者処遇改善臨時特例交付金（仮称）に
係る第1号保険料分の今後のスケジュール（素案）・・・・・・・・ 6
- 介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策を
踏まえた第4期の介護保険料の設定手順について（素案）・・ 7
- 交付金・保険料算定シート作業手順（素案）・・・・・・・・・・ 9
- 介護従事者処遇改善臨時特例交付金（仮称）の
第1号保険料分にかかるQ & A（その1）・・・・・・・・・・ 19
- 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第4期の保険料設定について

介護給付費準備基金については、従前から御連絡しているとおり、各保険者において最低限必要と認める額を除き、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものであると考えている。

即ち、

- ・ 当該基金は、3年間の中期財政運営を行うことから生じる剰余金を適切に管理するために設けられているものであること、
- ・ 介護保険制度においては、計画期間内の給付に必要となる保険料については各計画期間における保険料で賄うことを原則とし、保険料が不足する場合には財政安定化基金から貸付等を受けることができること、
- ・ 被保険者は死亡、転居等により保険料を納めた保険者の被保険者ではなくなる場合があること

等から、本来は当該基金が造成された期における被保険者に還元されるべきものであり、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものである。

したがって、現在、当該基金の残高を有する保険者にあつては、これをできる限り取り崩すものとし、第4期の介護保険料基準額の最終決定に当たっては、保険料の上昇を最小限のものとするについて、十分に検討されたい。

なお、現在各保険者より御報告いただいている第4期の介護保険料の検討状況、介護給付費準備基金の残高及び平成20年度における各市町村の介護保険事業の状況を勘案し、今後各保険者において第4期の介護保険料が最終的に決定されることとなるが、現時点で、厚生労働省としては、全国平均での第4期の介護保険料基準額は、第3期のものと概ね同程度の水準となしうるものであると考えている。

介護従事者処遇改善臨時特例交付金（仮称）に係る 第1号保険料分の交付額算定イメージ（素案）

介護従事者処遇改善臨時特例交付金（仮称）については、国会において補正予算が成立してから正式に決定することとなるが、当該交付金のうち各市町村等において第1号保険料の上昇等に充当される交付額の算定イメージ（素案）を以下のとおりとして検討しているのをお知らせする。

なお、当該資料は検討段階であるため、今後、変更がありうる。

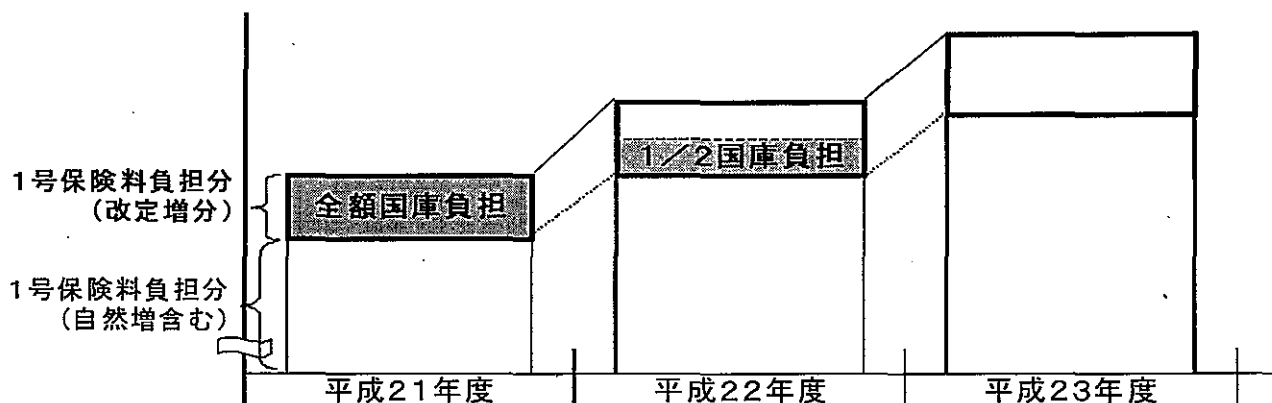
1 第1号保険料の軽減分（基本枠）

【考え方】

○特別対策を踏まえ、

- ①介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬改定に伴う平成21年度及び平成22年度の介護保険料の上昇分を抑制するために必要な経費を交付するものとする。
- ②交付額算定の対象となるのは、地域支援事業費を除いた本体の給付費の介護報酬改定に伴う増加分とする。
- ③財政安定化基金償還金や介護給付費準備基金取り崩し、市町村特別給付等の保険者固有の要因による保険料額の変動要因は加味しない。
- ④各市町村は、当該交付金により平成20年度中に基金を造成し、造成した基金を取り崩すときは、介護給付費及び予防給付に要する費用に充てるため、介護保険特別会計に繰り入れるものとする。

（介護報酬改定による給付費増に伴う交付金算定のイメージ）



【算定方法】

- ① 「保険料ワークシート（12月19日提出期限）」の3年間の給付費総額に報酬改定率（+地域区分別改定率）を乗じ、報酬改定による給付費の増加額を算出
- ② ①で算出した額に第1号被保険者負担割合を乗じて、第1号保険料で賄うべき費用の増加額を算出

- ③ ②で算出した額を3年合計の補正後被保険者数で除し、報酬改定に伴う保険料基準額の上昇額を算出
- ④ ③で算出した額に各年度の補正後被保険者数を乗じて、報酬改定に伴う保険料上昇額のうち当該年度分の第1号保険料で賄うべき費用を算出
- ⑤ ④で算出した額に各年度の交付割合（21年度は1（全額）、22年度は2分の1（半額））を乗じて交付額を算定

【交付額の基本的な算定式】

- ①報酬改定に伴う保険料基準額の上昇額の算出
 =（総給付費＋高額介護サービス費等給付額）
 ×改定率（※地域区分別改定率を加味したもの）
 ×（20%（第1号被保険者負担割合）＋5%（調整交付金交付割合））
 ÷3年合計の補正後被保険者数
- ②平成21年度分の交付額の算出
 =報酬改定に伴う保険料基準額の上昇額（上記①で算出した額）
 ×平成21年度の補正後被保険者数
 ×1（交付割合）
- ③平成22年度分の交付額の算出
 =報酬改定に伴う保険料基準額の上昇額（上記①で算出した額）
 ×平成22年度の補正後被保険者数
 ×1/2（交付割合）
- ※交付額は、②と③の合計額とする。

（交付額算定のイメージ）

- ・報酬改定率 3%
- ・報酬改定に伴う3年間の給付費増加額 3,000
 （（各年度の給付費 30,000＋33,000＋37,000）×3%＝100,000×3%＝3,000）
- ・各年度の補正後被保険者数 21'：9 22'：10 23'：11（合計30人）
- ・調整交付金交付割合 5%

- ①報酬改定に伴う保険料基準額の上昇額の算出
 $100,000 \times 3\% \times 20\% \div 30人 = 20$
- ②平成21年度分の交付額の算定
 $20 \times 9人 \times 1 = 180$
- ③平成22年度分の交付額の算定
 $20 \times 10人 \times 1/2 = 100$

※交付額は②と③の合計額の280となる。

※「総給付費」とは、「第4期事業運営期間における第1号被保険者の保険料推計ワークシートの考え方」で示している額のことである。

2 その他経費（その他枠）

○各市町村は、当該交付金により平成20年度中に基金を造成し、造成した基金を取り崩すときは、周知等の準備に必要な経費に充てるため、介護保険特別会計又は一般会計に繰り入れるものとする。

(1) 周知等経費

第1号被保険者に対する周知に必要な費用として交付する。

【算定方法】

当該保険者の平成21年度第1号被保険者見込数に応じて交付

(2) 特別経費

① 当該特別対策の実施に伴いシステム改修が必要な場合の費用として交付する。

【算定方法】

検討中

② 小規模市町村及び介護保険の保険者運営を行う広域連合等について、その保険者の特性に鑑み、事務処理を円滑に行うために必要な費用、その他特別な事情に対して必要な費用として交付する。

【算定方法】

検討中

※当該その他経費については、第1号保険料の軽減分の交付額の算定状況により変更する場合がある。

3 基金の精算について

当該基金は、平成23年度末をもって解散するものとし、その際、基金に残余额がある場合は国に返還することとする。

特例交付金に係る第1号保険料分の交付額算定イメージ(素案)【補足】

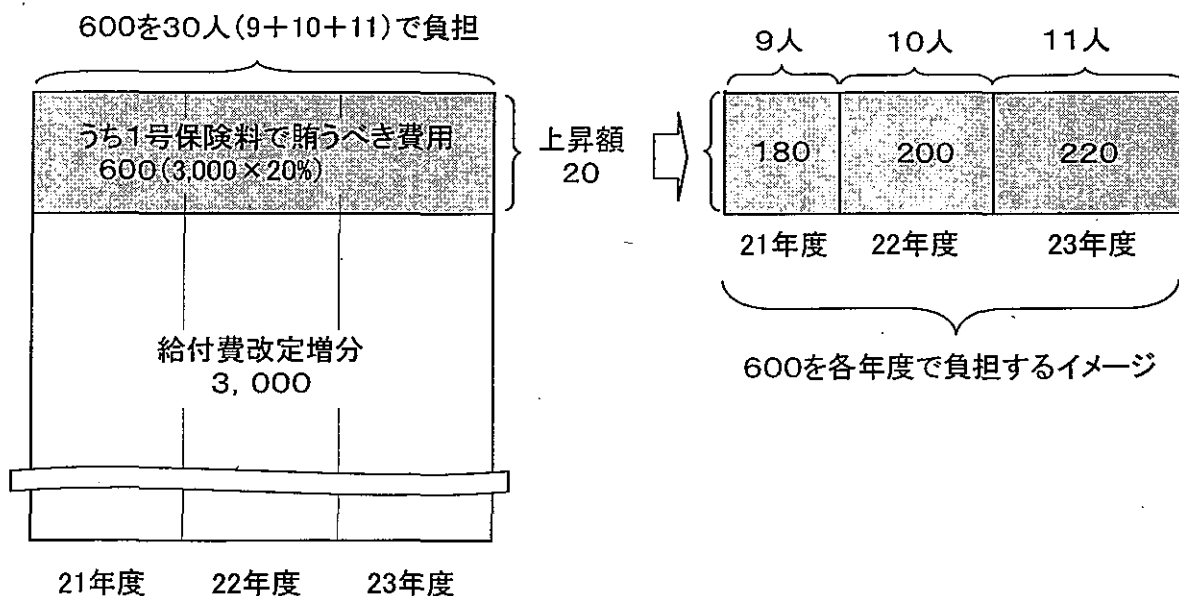
【前提】

- ・ 報酬改定に伴う給付費の増加額が3,000
 $((各年度の給付費 30,000 + 33,000 + 37,000) \times 3\% = 100,000 \times 3\% = 3,000)$
- ・ 各年度の補正後被保険者数が、21:9人 22:10人 23:11人の計30人
- ・ 調整交付金交付割合が5%(よって、第1号被保険者負担割合は20%)
 の保険者の場合

【報酬改定に伴う保険料基準額の上昇額の算出】

$$\begin{aligned}
 & 3,000(\text{給付費増加額}) \times 20\%(\text{第1号被保険者負担割合}) \div 30\text{人}(\text{3年合計の補正後被保険者数}) \\
 & = 600(\text{1号保険料で賄うべき費用}) \div 30\text{人} \\
 & = 20(\text{保険料基準額の上昇額})
 \end{aligned}$$

【1号保険料で賄うべき費用の各年度負担イメージ図】



【各年度分の交付額の算出】

○平成21年度分

$$\begin{aligned}
 & 20(\text{保険料基準額の上昇額}) \times 9\text{人}(\text{補正後被保険者数}) \times 1(\text{交付割合}) \\
 & = 180 \times 1 = 180(\text{21年度分交付額})
 \end{aligned}$$

○平成22年度分

$$\begin{aligned}
 & 20(\text{保険料基準額の上昇額}) \times 10\text{人}(\text{補正後被保険者数}) \times 1/2(\text{交付割合}) \\
 & = 200 \times 1/2 = 100(\text{22年度分交付額})
 \end{aligned}$$

※交付額計 280

介護従事者処遇改善臨時特例交付金(仮称)に係る 第1号保険料分の今後のスケジュール(素案)

次に示したスケジュール(素案)は、現段階で考えられる時期、事項等を示したものであり、補正予算の成立時期などにより、今後、変更がありうる。

	国	都道府県	市町村
20年度			
12月下旬	交付金額算定イメージ (素案)の提示		
1月上旬	事前協議の通知	→ 経由 →	事前協議通知の受理
1月下旬	事前協議書の受理	← 内容審査 取りまとめ ←	↓ (所要額算定) 事前協議書の提出
2月中旬	↓ (内容審査) 交付金の内示 交付要綱等通知	→ 経由 →	交付金内示書受理 交付要綱等受理
2月下旬	交付申請書受理	← 内容審査 取りまとめ ←	↓ 交付申請書提出 (条例案の送付)
3月中旬	交付決定通知	→ 経由 →	交付決定通知書受理
3月下旬	資金の概算交付	→ 都道府県 会計管理者 →	市町村 会計管理者 →
			議会上程準備 ・基金条例 ・補正予算 ・介護保険条例 ↓ 議会上程 ↓ 議会可決 ↓ 基金設置 基金へ繰入
21年度			
4月初旬	事業実績報告受理	← 内容審査 取りまとめ ←	事業実績報告書提出
	↓ (内容審査) 精算確定通知	→ 経由 →	確定通知書受理
			21年度保険料 軽減等 ↓ 事業の完了
22年度 又は 23年度	実績報告の受理	← 内容審査 取りまとめ ←	22年度保険料 軽減等 ↓ 事業の完了
			← 基金の解散 事業実績報告提出

※基金解散時に残余额がある場合は
国に返還。

介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策を踏まえた 第4期の介護保険料の設定手順について（素案）

※ 以下は、現時点での検討内容を示したものであり、今後の状況により変更がありうる。

今般、政府・与党において緊急特別対策が決定されたことを受け、介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇を抑制するために交付金を交付することを予定している。現在、各保険者におかれては、第4期の保険料について作業を進めておられるところであるが、今般の緊急特別対策を踏まえ、今後の保険料の設定作業は以下のとおりとなるので、留意されたい。

《保険料算定作業の流れ》

今般の緊急特別対策を踏まえた第4期の保険料の設定作業は、おおまかには、

- ・まず、緊急特別対策がないものとした場合の保険料額（本来の保険料）を算出、
- ・次に、緊急特別対策による交付額（保険料軽減の原資となる額）を算出、
- ・最後に当該交付額を踏まえ、軽減後の保険料額を算出

という流れになる。詳細は次のとおり。

1. 本来の保険料額の算定

①改定率0%で保険料基準額等を算出

介護報酬の改定率を見込まない状態（改定率0%）で、総給付費、高額介護サービス費等給付額（以下「総給付費等」という。）、保険料基準額等を算出。

↓

②介護報酬改定率を見込んだ総給付費等の算出

各年度及び第4期3年間の総給付費等につき、介護報酬の改定率を見込んで算出。

↓

③本来の保険料額の算出

今般の特別対策による交付金を繰り入れないこととした場合の基準額について算出。

2. 緊急特別対策による交付額の算定

①交付金の額の算出

各保険者が受ける交付金の額を算出。交付金の額は、以下の合計となる。

- ・改定による平成21年度の保険料上昇分（A）
- ・改定による平成22年度の保険料上昇分の半分（B）
- ・その他経費

↓

②各年度の繰入額の算出

交付金により造成された基金からの介護保険特別会計への繰入額につき、各年度の額を算出。

各年度の繰入額は、原則として、

- ・ 1年目は、改定による平成 21 年度の保険料の上昇分（前項（A）の額）、
- ・ 2年目は、改定による平成 22 年度の保険料の上昇分の半分（前項（B）の額）とすること。

また、今般の特別対策が介護報酬改定に伴う保険料の上昇を抑制するものであることから、単年度に繰り入れる額については、当該改定による保険料の上昇分を超えないようにすること。

※ 繰入額を3年間均等にするなど上記の原則と異なるものとする保険者にとっては、以下の点について、当該保険者から被保険者に対し周知・広報を徹底し、混乱の生じないようにすること。

- ① 繰入額を3年間均等にすること等により、1年目に、平成 21 年度の保険料上昇分に相当する額の一部のみ繰り入れることを選択した保険者においては、国の財政措置の考え方と異なり、平成 21 年度において介護報酬改定に伴う保険料の上昇が全額軽減されるわけではなく、同年度も当該改定に伴う保険料の上昇があること。
- ② 平成 23 年度も基金から繰り入れることを選択した保険者においては、国の財政措置の考え方通りの軽減措置を講じた他の市町村と異なり、平成 24 年度には、自然体でみた保険料額の変動の他、今般の特別対策に伴う平成 23 年度の保険料軽減相当分の保険料の引き上げを行うことになること。

3. 緊急特別対策を受けた保険料額の算定

①緊急特別対策を受けた保険料基準額の算出

2. ②で算出した額から、今般の緊急特別対策を講じたことによる各年度の保険料基準額の軽減額を算出

↓

②各年度の基準額の算出

1. ③で算出した本来の保険料基準額から、3. ①で算出した軽減額を控除し、各年度の保険料基準額を算出。

《留意点》

- 1) 1. ③の「本来の保険料額」において算出した基準額を基礎とする保険料を介護保険条例の本則に規定することとする。
- 2) 保険料基準額を3年間同一とする場合であっても、特別対策による保険料の軽減がなかった場合の本来の保険料額を明らかにしておくため、1. ③により基準額を算出し、条例の制定を行うこと。
- 3) 高齢者の方は行政機関からの情報だけでなく、身近な介護事業者からも介護保険に関する情報を得ることから、日常的に高齢者の方と接する機会の多い介護事業者及びその従業員に対しても、今般の介護報酬改定や特別対策の趣旨や内容について周知をされたいこと。

特例交付金・保険料算定シート作業手順（素案）

シート（7枚）

- ・「介護サービス（自然体）」 ・「介護予防サービス（自然体）」 ・「改定率・地域単価」
- ・「介護サービス（改定後）」 ・「介護予防サービス（改定後）」 ・「データ入力」 ・「特例交付金・保険料算定」

1. 「介護サービス（自然体）」シート及び「介護予防サービス（自然体）」シートの水色セルに、各サービス給付費及び高額介護サービス費等給付額を年度ごとに入力する。
2. 「データ入力」シートの、①基本情報及び②特例交付金交付額算定関連の水色セルに各種データを入力する。
→地域区分を入力することによって「報酬改定率・地域単価」シートに数値が表示され、「介護サービス（改定後）」シート及び「介護予防サービス（改定後）」シートに報酬改定後の各サービス給付費が計算される。
また、「特例交付金・保険料算定」シートにおいて、特例交付金交付額の見込が算出される。
3. 「介護サービス（改定後）」シート及び「介護予防サービス（改定後）」シートを参照し、以前配布している保険料推計ワークシートにて、報酬改定影響後の基準額を算出する。なお、ここでの計算は、特例交付金の影響を考慮せず、報酬改定の影響のみを加味した基準額を算出すること。
4. 3において算出された保険料基準額(VI)を、「データ入力」シートの③保険料基準額算定関連の水色セルに入力する。
→「特例交付金・保険料算定」シートに、各年度の保険料軽減額を反映した基準額が算出される。

特例交付金・保険料算定シート算出式（素案）

◎「介護サービス（改定後）」シート及び「介護予防サービス（改定後）」シート

$$\cdot \text{給付費} = \text{介護サービス（自然体）} \cdot \text{介護予防サービス（自然体）} \times \text{介護報酬改定率} \times \left(\frac{\text{改定後地域単価}}{\text{現在の地域単価}} \right)$$

◎「交付金・保険料算定」シート

○特例交付金交付額算定

$$\cdot \text{報酬改定による総給付費の伸び率} = \frac{\text{総給付費（報酬改定後・3年間合計）}}{\text{総給付費（自然体・3年間合計）}}$$

$$\begin{aligned} &\cdot \text{高額介護サービス費等給付額（報酬改定後・3年間合計）} \\ &= \frac{\text{高額介護サービス費等給付額（自然体・3年間合計）}}{\text{総給付費の伸びに対する高額介護サービス費の伸び} \times \text{当該保険者の報酬改定による総給付費の伸び}} \end{aligned}$$

※ 総給付費の伸びに対する高額介護サービス費等給付額の伸びを全国ベースで算出した数値

$$\cdot \text{準備経費} = \text{第1号被保険者数（H21）} \times \text{準備経費単価}$$

・平成21年度保険料軽減分交付額

$$= \left(\text{総給付費（報酬改定後・3年平均）} - \text{総給付費（自然体・3年平均）} \right. \\ \left. + \text{高額介護サービス費等給付額（報酬改定後・3年平均）} - \text{高額介護サービス費等給付額（自然体・3年平均）} \right) \\ \times \left(20\% + 5\% - \text{調整交付金交付割合} \right) \times \text{H21補正後被保険者数} / \text{3年平均補正後被保険者数} \times 1$$

・平成22年度保険料軽減分交付額

$$= \left(\text{総給付費（報酬改定後・3年平均）} - \text{総給付費（自然体・3年平均）} \right. \\ \left. + \text{高額介護サービス費等給付額（報酬改定後・3年平均）} - \text{高額介護サービス費等給付額（自然体・3年平均）} \right) \\ \times \left(20\% + 5\% - \text{調整交付金交付割合} \right) \times \text{H22補正後被保険者数} / \text{3年平均補正後被保険者数} \times 1 / 2$$

○保険料基準額算定

・交付金による各年度の保険料基準額引き下げ額 = $\frac{\text{当該年度の保険料軽減分交付額}}{\text{当該年度の補正後被保険者数}} \times 1.2$

・各年度の基準額 = $\text{第4期保険料（VI）見込（報酬改定後・月額）} - \text{交付金による各年度の保険料基準額引き下げ額}$

特例交付金・保険料算定シート（素案）

1. 居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費の推計 (年間)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 居宅サービス			
① 訪問介護 給付費			
② 訪問入浴介護 給付費			
③ 訪問看護 給付費			
④ 訪問リハビリテーション 給付費			
⑤ 居宅療養管理指導 給付費			
⑥ 通所介護 給付費			
⑦ 通所リハビリテーション 給付費			
⑧ 短期入所生活介護 給付費			
⑨ 短期入所療養介護 給付費			
⑩ 特定施設入居者生活介護 給付費			
⑪ 福祉用具貸与 給付費			
⑫ 特定福祉用具販売 給付費			
(2) 地域密着型サービス			
① 夜間対応型訪問介護 給付費			
② 認知症対応型通所介護 給付費			
③ 小規模多機能型居宅介護 給付費			
④ 認知症対応型共同生活介護 給付費			
⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護 給付費			
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 給付費			
(3) 住宅改修 給付費			
(4) 居宅介護支援 給付費			
(5) 介護保険施設サービス			
① 介護老人福祉施設 給付費			
② 介護老人保健施設 給付費			
③ 介護療養型医療施設 給付費			
④ 療養病床(医療保険適用)からの転換分 給付費			
介護給付費計(小計)→(I)	円	円	円

介護サービス(自然体)

2. 介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の推計

(年間)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)介護予防サービス			
①介護予防訪問介護 給付費			
②介護予防訪問入浴介護 給付費			
③介護予防訪問看護 給付費			
④介護予防訪問リハビリテーション 給付費			
⑤介護予防居宅療養管理指導 給付費			
⑥介護予防通所介護 給付費			
⑦介護予防通所リハビリテーション 給付費			
⑧介護予防短期入所生活介護 給付費			
⑨介護予防短期入所療養介護 給付費			
⑩介護予防特定施設入居者生活介護 給付費			
⑪介護予防福祉用具貸与 給付費			
⑫特定介護予防福祉用具販売 給付費			
(2)地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護 給付費			
②介護予防小規模多機能型居宅介護 給付費			
③介護予防認知症対応型共同生活介護 給付費			
(3)住宅改修 給付費			
(4)介護予防支援 給付費			
予防給付費計(小計)→(Ⅱ)	円	円	円
総給付費(合計) →(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	円	円	円
高額介護サービス費等給付額			

介護予防サービス(自然体)

介護報酬改定率及び地域区分別単価

【介護給付】	介護報酬改定率	現在の地域単価	改定後地域単価
(1) 居宅サービス			
① 訪問介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
② 訪問入浴介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
③ 訪問看護			
改定率	1.000	10.000	10.000
④ 訪問リハビリテーション			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑤ 居宅療養管理指導			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑥ 通所介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑦ 通所リハビリテーション			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑧ 短期入所生活介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑨ 短期入所療養介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑩ 特定施設入居者生活介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑪ 福祉用具貸与			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑫ 特定福祉用具販売			
改定率	1.000	10.000	10.000
(2) 地域密着型サービス			
① 夜間対応型訪問介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
② 認知症対応型通所介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
③ 小規模多機能型居宅介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
④ 認知症対応型共同生活介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
(3) 住宅改修			
改定率	1.000	10.000	10.000
(4) 居宅介護支援			
改定率	1.000	10.000	10.000
(5) 介護保険施設サービス			
① 介護老人福祉施設			
改定率	1.000	10.000	10.000
② 介護老人保健施設			
改定率	1.000	10.000	10.000
③ 介護療養型医療施設			
改定率	1.000	10.000	10.000
④ 医療療養からの転換分			
改定率	1.000	10.000	10.000

【予防給付】	介護報酬改定率	現在の地域単価	改定後地域単価
(1) 介護予防サービス			
① 介護予防訪問介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
② 介護予防訪問入浴介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
③ 介護予防訪問看護			
改定率	1.000	10.000	10.000
④ 介護予防訪問リハビリテーション			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑤ 介護予防居宅療養管理指導			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑥ 介護予防通所介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑦ 介護予防通所リハビリテーション			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑧ 介護予防短期入所生活介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑨ 介護予防短期入所療養介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑪ 介護予防福祉用具貸与			
改定率	1.000	10.000	10.000
⑫ 特定介護予防福祉用具販売			
改定率	1.000	10.000	10.000
(2) 地域密着型介護予防サービス			
① 介護予防認知症対応型通所介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
② 介護予防小規模多機能型居宅介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護			
改定率	1.000	10.000	10.000
(3) 住宅改修			
改定率	1.000	10.000	10.000
(4) 介護予防支援			
改定率	1.000	10.000	10.000

1. 居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費の推計（改定後）

（年間）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)居宅サービス			
①訪問介護 給付費			
②訪問入浴介護 給付費			
③訪問看護 給付費			
④訪問リハビリテーション 給付費			
⑤居宅療養管理指導 給付費			
⑥通所介護 給付費			
⑦通所リハビリテーション 給付費			
⑧短期入所生活介護 給付費			
⑨短期入所療養介護 給付費			
⑩特定施設入居者生活介護 給付費			
⑪福祉用具貸与 給付費			
⑫特定福祉用具販売 給付費			
(2)地域密着型サービス			
①夜間対応型訪問介護 給付費			
②認知症対応型通所介護 給付費			
③小規模多機能型居宅介護 給付費			
④認知症対応型共同生活介護 給付費			
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護 給付費			
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 給付費			
(3)住宅改修 給付費			
(4)居宅介護支援 給付費			
(5)介護保険施設サービス			
①介護老人福祉施設 給付費			
②介護老人保健施設 給付費			
③介護療養型医療施設 給付費			
④療養病床(医療保険適用)からの転換分 給付費			
介護給付費計(小計)→(I)	円	円	円

介護サービス(改定後)

2. 介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の推計（改定後）

（年間）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)介護予防サービス			
①介護予防訪問介護 給付費			
②介護予防訪問入浴介護 給付費			
③介護予防訪問看護 給付費			
④介護予防訪問リハビリテーション 給付費			
⑤介護予防居宅療養管理指導 給付費			
⑥介護予防通所介護 給付費			
⑦介護予防通所リハビリテーション 給付費			
⑧介護予防短期入所生活介護 給付費			
⑨介護予防短期入所療養介護 給付費			
⑩介護予防特定施設入居者生活介護 給付費			
⑪介護予防福祉用具貸与 給付費			
⑫特定介護予防福祉用具販売 給付費			
(2)地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護 給付費			
②介護予防小規模多機能型居宅介護 給付費			
③介護予防認知症対応型共同生活介護 給付費			
(3)住宅改修 給付費			
(4)介護予防支援 給付費			
予防給付費計(小計)→(Ⅱ)	円	円	円
総給付費(合計) →(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	円	円	円

①基本情報

都道府県名	
保険者名	
保険者番号(チェックデジット除く5桁)	

②特例交付金交付額算定関連

地域区分	
------	--

※特別区:1、特甲地2、甲地:3、乙地:4、その他:5、中山間地域:6を入力

	平成21年度
第1号被保険者数	

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
補正後被保険者数			

調整交付金交付割合	
-----------	--

③保険料基準額算定関連

第4期保険料(VI)見込 (報酬改定後・月額)	
----------------------------	--

○特例交付金交付額算定

高額介護サービス費の改定率

総給付費の伸びに対する 高額介護サービス費の伸び (全国ベース)	
報酬改定による総給付費の伸び	

準備経費単価	
--------	--

補正後被保険者数(3年間合計)	
-----------------	--

	3年間合計
総給付費(自然体)	
高額介護サービス費等給付額(自然体)	

特例交付金算定根拠

	3年間合計
総給付費(報酬改定後)	
高額介護サービス費等給付額(報酬改定後)	

※高額介護サービス費等給付額は、
上記「高額介護サービス費の改定率」を用いて算出された推計値

特例交付金交付額見込(合計)	
準備経費	
保険料軽減分	
うち平成21年度(改定増の全額)	
うち平成22年度(改定増の半額)	

○保険料基準額算定

	21年度	22年度	23年度
交付金による引き下げ金額			
各年度の基準額			

介護従事者処遇改善臨時特例交付金(仮称)の第1号保険料分にかかるQ&A(その1)

(保険料の設定関係)

項番	質問	回答
1	平成21年度及び平成22年度は臨時特例基金からの取り崩しに加え、準備基金からも取り崩しを行い、自然増分も抑制したい。このような保険料設定も可能であると思われるがいかがか。	準備基金による保険料の自然増分の抑制については、行うべきである。なお、両基金の併用については差し支えない。
2	平成21年度は臨時特例基金から取り崩しを行い保険料を抑制し、平成22年度は臨時特例基金と準備基金の両方から取り崩しを行い保険料を抑制し、平成23年度は準備基金のみから取り崩しを行い保険料を抑制する。このようにして3年間保険料水準を一定にすることも可能であると思われるがいかがか。	可能である。ただし、保険料の設定については、資料中「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策を踏まえた第4期の介護保険料の設定手順について(素案)」を参照されたい。
3	介護報酬改定による保険料の上昇額を算定する際には、「第4期の第1号被保険者の介護保険料基準額に対する弾力化をした場合の保険料額」を基準に算定するのか、それとも弾力化を行う前の保険料額を基準にするのか。	交付額の算定については、資料中「介護従事者処遇改善臨時特例交付金(仮称)に係る第1号保険料分の交付額算定イメージ(素案)」を参照されたい。

(交付金の算定関係)

項番	質問	回答
1	今般の対策は「保険料抑制策」とのことだが、基準額が3期と比較して減となる場合は「既に抑制されている」と見なされて、交付金がもらえないということがあるのか。	当該交付金は、平成21年4月の介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制することを目的としたものであり、交付金の算定対象は改定に伴う給付費増分としてしているため、全ての市町村を交付対象としている。
2	報酬改定により給付費が増えると地域支援事業費の枠も増えるが、地域支援事業費が増えた部分に対しても特例交付金が算入されるか。	地域支援事業費は、特例交付金の算定対象外である。
3	12月19日以降に総給付費等額に変更が生じたときの協議方法はどのように行うのか。自己申告か、ヒアリングか、文書のやりとりか。	補正予算成立までの期間について、総給付費等に変更が出る場合は個別に連絡していただき、修正した数値とともに変動理由を添えて提出していただく。内容によっては、聴き取り等を行う場合もある。
4	補正予算成立後に変更が起きた場合、どうすればよいのか。追加交付等を行うのか。	補正予算成立後、速やかに交付金の内示を行う予定であり、内示後の変更に伴う追加交付等は行わない予定である。

介護従事者処遇改善臨時特例交付金(仮称)の第1号保険料分にかかるQ&A(その1)

項番	質問	回答
5	準備経費とは何か。また、その算定方法はどのように考えているのか。	被保険者に対する周知等経費にかかる事務費及び当該対策を実施することに伴いシステム改修が必要な場合の当該経費等を考えている。なお、算定方法については検討中であり、決まり次第お知らせする。
6	交付金のうち、準備経費と保険料軽減分とは分けて交付され、別々に取り崩すのか。	保険料軽減分と準備経費は、それぞれ算定し、「基本枠」、「その他枠」として交付することとしている。基金からの取り崩しについてもそれぞれの必要額に応じて取り崩すこととする。
7	21年度中に広域連合を離脱する場合の交付方法について、広域連合が一括して受けて分配するのか、当初から分割交付するのか。	平成20年度中に交付するため、基本的には広域連合に一括して交付することとしているが、広域連合から申し出があれば離脱予定の市町村に交付することも可能である。その場合の按分方法は広域連合で決めていただく。

(基金の取扱い関係)

項番	質問	回答
1	基金の名称について教えて頂きたい。 (例:介護従事者処遇改善臨時特例基金、介護従事者処遇改善基金など)	現段階で国から説明をする場合は、介護従事者処遇改善臨時特例基金(仮称)としているが、名称については各市町村において定めていただきたい。
2	必ず特例交付基金を設置しなければならないのか。例えば、準備基金内で経理を明確に区分する方法はとれないのか。	基本的には、臨時特例基金を設置すべきと考えている。なお、準備基金に当該交付金を積み立てることについては、経理区分を明確にするもののほか、現行の準備基金条例に当該交付金の目的に沿った規定など、12月3日の「介護従事者処遇改善臨時特例交付金(仮称)に係る第1号保険料分のイメージについて(案)」でお示した基金の条件を具備することが必要である。
3	準備基金と臨時特例基金では、どちらを先に取り崩さなければならないのか。	保険料軽減分に係る交付額は、21年度、22年度それぞれ算定していることから、原則、この額に基づいて各年度ごとに基金を取り崩すものと考えており、準備経費については当該年度に必要な額を取り崩すものと考えている。
4	平成21年度、平成22年度に実際に取り崩す基金の金額はどのように算出するのか。交付された金額を全て平成21年度に取り崩してよいのか。	なお、各年度における保険料軽減分にかかる取り崩しの額は、各年度における介護報酬改定による影響額を限度とするものと考えている。 また、準備基金と臨時特例基金の取り崩しの先後は問わない。

介護従事者処遇改善臨時特例交付金(仮称)の第1号保険料分にかかるQ&A(その1)

項番	質 問	回 答
5	介護保険特別会計に計上する基金繰入金の目は「介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金」でよいか。	貴見のとおり。
6	基金の利子収入は取り崩して保険料に充当してよいか。それとも利子収入は用途が限定されるのか又は国に返還することになるのか。	基金の利子収入(運用益)については、準備経費に充てるものとして考えている。

(その他)

項番	質 問	回 答
1	特例交付金の交付に際して、県は予算化する必要はあるのか。	当該特例交付金は、国から市町村に直接交付するものであり、各都道府県会計管理者(国の支出官)から各市町村あてに資金交付するものである。従って、各都道府県においては、県費に受け入れることなく市町村に直接交付するものであるため、都道府県の予算措置は必要ない。
2	一般会計で受け入れなければならないか(特別会計に受け入れることは可能か)	介護保険特別会計で受け入れて差し支えない。ただし、受け入れ後、速やかに基金に繰り入れること。
3	交付金の精算方法はどのように行うのか。交付額が多すぎた場合は、返還の必要があるのか。	特例交付金を基金に繰り入れた後、保険料軽減及び広報周知等の準備経費に充てるため基金から取り崩すこととなるが、基金解散時に残余额がある場合には国に返還することとなる。 なお、給付費実績の増減に応じて精算を行うものではない。

(参考資料)

- 1 ○○市（町村）介護従事者処遇改善臨時特例基金（仮称）条例準則（素案）
【平成20年12月18日介護保険最新情報 Vol. 55】・・・・・・・・・・ 23
- 2 介護保険条例参考例の変更点（素案）について
【平成20年12月18日介護保険最新情報 Vol. 55】・・・・・・・・・・ 24
- 3 第4期保険料軽減に関する介護保険法施行令の改正案・・ 28
- 4 第4期計画期間における65才以上の者の
介護保険料基準額の推計値について・・・・・・・・・・ 29
- 5 介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策・・・・・・・・ 31
- 6 平成20年度厚生労働省第2次補正予算（案）・・・・・・・・ 32

(参考)

〇〇市(町村)介護従事者処遇改善臨時特例基金(仮称)条例準則(素案)

(設置の目的)

第一条 介護従事者の処遇改善を図るといふ平成二十一年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、〇〇市(町村)介護従事者処遇改善臨時特例基金(仮称)(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第二条 基金として積み立てる額は、〇〇市(町村)が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金(仮称)の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 市(町村)長は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

一 〇〇市(町村)が行う介護保険に係る第一号被保険者の介護保険料について、平成二十一年四月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合

二 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課・徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市(町村)長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日に限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

介護保険条例参考例の変更点(素案)について

1. 標準6段階の場合

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第五章 保険料 (保険料率)</p> <p>第十五条 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 令第三十八条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>2 (略)</p>	<p><本則はそのまま、以下の附則を追加></p> <p style="text-align: center;">附 則(平成二十一年〇月〇日改正関係) (施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>第二条 平成二十一年度における保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 令第三十八条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>2 平成二十二年度における保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 令第三十八条第一項第六号に掲げる者 何円</p>

2. 標準6段階の場合(従前の第4段階の中に新たな段階を設ける場合)

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第五章 保険料 (保険料率)</p> <p>第十五条 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 令第三十八条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>2 (略)</p>	<p><本則はそのまま、以下の附則を追加></p> <p style="text-align: center;">附 則(平成二十一年〇月〇日改正関係) (施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。 (平成二十一年度から平成二十三年度までにおける保険料率の特例)</p> <p>第二条 令附則第九条第一項及び第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)に規定する第一号被保険者の平成二十一年度から平成二十三年度までの保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、何円とする。</p> <p>第三条 平成二十一年度における保険料率は、第十五条第一項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 令第三十八条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>七 令附則第九条第一項及び第二項に規定する者 何円</p> <p>2 平成二十二年度における保険料率は、第十五条第一項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 令第三十八条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 令第三十八条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 令第三十八条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 令第三十八条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 令第三十八条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 令第三十八条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>七 令附則第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項に規定する者 何円</p>

3. 多段階設定の場合

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第五章 保険料 (保険料率)</p> <p>第十五条 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第三十九条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 次のいずれかに該当する者 何円</p> <p>イ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が何万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第七号ロに該当する者を除く。)</p> <p>六 次のいずれかに該当する者 何円</p> <p>イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号ロに該当する者を除く。)</p> <p>七 次のいずれかに該当する者 何円</p> <p>イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</p> <p>八</p> <p>九 前各号のいずれにも該当しない者 何円</p> <p>2 (略)</p>	<p><本則はそのまま、以下の附則を追加></p> <p style="text-align: center;">附 則(平成二十一年〇月〇日改正関係) (施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>第二条 平成二十一年度における保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第十五条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 第十五条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 第十五条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 第十五条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 第十五条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 第十五条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>七 第十五条第一項第七号に掲げる者 何円</p> <p>八 第十五条第一項第八号に掲げる者 何円</p> <p>九 第十五条第一項第九号に掲げる者 何円</p> <p>2 平成二十二年度における保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第十五条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 第十五条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 第十五条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 第十五条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 第十五条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 第十五条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>七 第十五条第一項第七号に掲げる者 何円</p> <p>八 第十五条第一項第八号に掲げる者 何円</p> <p>九 第十五条第一項第九号に掲げる者 何円</p>

4. 多段階設定の場合(従前の第4段階の中に新たな段階を設ける場合)

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第五章 保険料 (保険料率)</p> <p>第十五条 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。)第三十九条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 次のいずれかに該当する者 何円</p> <p>イ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が何万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第七号ロに該当する者を除く。)</p> <p>六 次のいずれかに該当する者 何円</p> <p>イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号ロに該当する者を除く。)</p> <p>七 次のいずれかに該当する者 何円</p> <p>イ 合計所得金額が何万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第三十九条第一項第一号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</p> <p>八</p> <p>九 前各号のいずれにも該当しない者 何円</p> <p>2 (略)</p>	<p><本則はそのまま、以下の附則を追加></p> <p style="text-align: center;">附 則(平成二十一年〇月〇日改正関係) (施行期日)</p> <p>第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。 (平成二十一年度から平成二十三年度までにおける保険料率の特例)</p> <p>第二条 令附則第十一条第一項及び第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)に規定する第一号被保険者の平成二十一年度から平成二十三年度までの保険料率は、第十五条第一項の規定にかかわらず、何円とする。</p> <p>第三条 平成二十一年度における保険料率は、第十五条第一項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第十五条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 第十五条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 第十五条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 第十五条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 第十五条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 第十五条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>七 第十五条第一項第七号に掲げる者 何円</p> <p>八 第十五条第一項第八号に掲げる者 何円</p> <p>九 第十五条第一項第九号に掲げる者 何円</p> <p>十 令附則第十一条第一項及び第二項に規定する者 何円</p> <p>2 平成二十二年度における保険料率は、第十五条第一項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第十五条第一項第一号に掲げる者 何円</p> <p>二 第十五条第一項第二号に掲げる者 何円</p> <p>三 第十五条第一項第三号に掲げる者 何円</p> <p>四 第十五条第一項第四号に掲げる者 何円</p> <p>五 第十五条第一項第五号に掲げる者 何円</p> <p>六 第十五条第一項第六号に掲げる者 何円</p> <p>七 第十五条第一項第七号に掲げる者 何円</p> <p>八 第十五条第一項第八号に掲げる者 何円</p> <p>九 第十五条第一項第九号に掲げる者 何円</p> <p>十 令附則第十一条第三項において準用する同条第一項及び第二項に規定する者 何円</p>

第4期保険料軽減に関する介護保険法施行令の改正案

○介護保険法施行令（平成十年政令四百十二号）

附 則

（平成二十一年度から平成二十三年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第九条（略）

2～5（略）

第十条 平成二十一年度から平成二十三年度までの計画期間における第三十八条第一項の基準額は、計画期間ごとに算定すべきものとする同条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの同条第三項第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、同条第二項から第七項までの規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。

第十一条（現行法第十条）（略）

2～5（略）

第十二条 平成二十一年度から平成二十三年度までの計画期間における第三十九条第一項の基準額は、計画期間ごとに算定すべきものとする同条第三項において準用する第三十八条第二項の規定にかかわらず、各年度ごとの第三十九条第三項において準用する第三十八条第三項第二号の介護保険事業に要する費用のための収入の見込額等を勘案して、第三十九条第三項において準用する第三十八条第二項から第五項までの規定及び第三十九条第四項において準用する第三十八条第七項の規定の例により各年度ごとに算定することができるものとする。

※ なお、今後の法制局審査により当該規定案については変更があり得ることを申し添える。

第4期計画期間における65才以上の者の介護保険料基準額の推計値について

約4,270円（介護報酬改定率及び緊急特別対策込みの推計値）（11月第3週時点暫定値）

介護報酬改定率及び介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策の軽減分による影響を、3年平均で約70円と見込んでいる。

※65才以上の者（第1号被保険者）1人あたり全国平均（月額・加重平均）

※上記保険料額は、各保険者における第4期介護保険事業計画策定途中の保険料基準額の推計値の平均であり、今後変動しうるものである。

（参考）

過去の第1号保険料基準額（月額・加重平均）

- ・第1期（平成12～14年）：2,911円
- ・第2期（平成15～17年）：3,293円
- ・第3期（平成18～20年）：4,090円

〔今後のスケジュール〕

- 各市町村において、今後さらに給付費の見込み等を精査し、保険料基準額を算出。
- 算出された保険料基準額は、2～3月の市町村議会において条例として決定される予定。
- 当該保険料基準額を集計し、4月頃に最終的な全国平均額を公表予定。

第4期の介護保険料推計値に係る具体的状況

- 保険料据え置き又は引き下げ予定の市町村は、全体の約1/3
※介護報酬改定及び緊急特別対策の影響がないものとした自然増のみの数値である。

- 介護給付費準備基金残高見込み（平成20年度末）（暫定推計値）
約3,800億円

- 現時点での取崩見込み
60%程度（月額約200円の引下げ相当）

- 今後、個々の市町村がどの程度準備基金を取り崩すかは、個々の市町村の介護保険財政運営上の判断によることとなる。

※厚生労働省としては、8月の担当者会議において準備基金の取り崩しを要請している。

- 第4期の保険料基準額が上昇する理由としては、
 - ・第3期の保険料見込みが低すぎたため
 - ・第4期に施設整備等を計画しているため等、各市町村ごとに様々な要因がある。

介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策

平成21年度の介護報酬改定（プラス3.0%）により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇の抑制等を行う。

（内容）

- プラス3.0%の介護報酬改定により介護従事者の処遇の向上を図る。
- このプラス3.0%の介護報酬改定に伴う保険料の上昇を抑制する措置を講じることとし、

改定による平成21年度の上昇分の全額

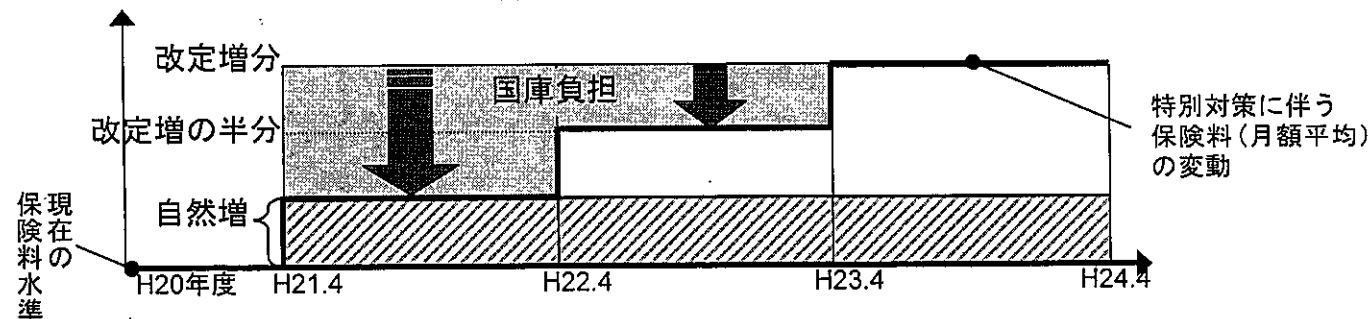
改定による平成22年度の上昇分の半額

について、被保険者の負担を国費により軽減。

- ・ 65才以上の者（第1号被保険者）の保険料分については、市町村に基金を設置。
- ・ 40～64才の者（第2号被保険者）の保険料分については、財政の厳しい組合等に限定して交付。

（所要額） 1,154億円

（保険料上昇抑制のイメージ）



平成20年度厚生労働省第2次補正予算（案）

生活防衛のための緊急対策関係予算 8,986億円
 (・生活対策関係予算 7,399億円)
 (・新たな雇用対策関係予算 1,587億円)

第1	雇用状況の改善のための緊急対策の推進	4,048億円
1	住宅・生活対策	40億円
2	雇用維持対策	53百万円
3	再就職支援対策	4,006億円
4	内定取消し問題への対応	32百万円
第2	介護従事者の処遇改善と人材確保等	1,680億円
1	介護報酬改定による介護従事者の処遇改善	1,154億円
2	介護人材等の緊急確保対策の実施等	526億円
第3	出産・子育て支援の拡充	2,400億円
1	子育て支援サービスの緊急整備	959億円
2	子育て応援特別手当の支給	651億円
3	安心・安全な出産の確保	790億円
4	中小企業の子育て支援促進	-
第4	障害者支援の拡充	869億円
1	障害者自立支援法の円滑施行	855億円
2	障害者雇用対策の推進	-
第5	医療・年金対策の推進	1,324億円
1	高齢者医療制度の円滑な実施	1,215億円
2	医療対策の推進	98億円
3	年金記録問題への対応	11億円
第6	各種施策の推進	86億円
1	水道施設の緊急耐震化対策	85億円
2	生活衛生資金貸付の充実	1.1億円



第1 雇用状況の改善のための緊急対策の推進

4,048億円

- 1 住宅・生活対策 40億円
- 住宅を喪失した離職者に対する住居・就労支援対策の推進 40億円
- 派遣労働者や契約社員等の解雇・雇止めに伴って、社員寮の退去を余儀なくされた離職者に対して、住居と安定就労の確保のための的確な相談・職業紹介等を行うとともに、家賃補助費(上限36万円)、住宅入居初期費用(上限50万円)、生活・就職活動費(上限100万円)等の貸与を行う。
- また、社員寮等の入居者の離職後も一定期間の入居について配慮するよう事業主への要請を行うとともに、退去させずに引き続き無償で住宅を貸与する事業主への助成(1人当たり4万～6万円、最大6か月)を行う。
- 2 雇用維持対策 53百万円
- (1) 中小企業等の雇用維持支援対策の強化 53百万円
- 中小企業の教育訓練・出向・休業による雇用維持の取組を支援するため、中小企業緊急雇用安定助成金(賃金、手当の4/5を支給)について、3年間を通じ連続した制度利用を可能とするとともに、支給限度日数を拡充する(3年間200日→3年間300日)。また、大企業については、雇用調整助成金の要件緩和・助成率の引き上げ(1/2→2/3)を行う。
- また、これらの助成金の対象者に、特例的に派遣労働者や期間工等継続雇用期間が6月未満の雇用保険の被保険者等(新規学卒者を含む。)を追加し、非正規労働者の雇用維持を図る企業を強力的に支援する。(制度要求)
- (2) 派遣先による派遣労働者の雇入れの支援
- 派遣可能期間の満了前に派遣労働者を直接雇い入れる派遣先事業主に対し、奨励金を支給(1人100万円(有期雇用の場合50万円)(大企業は半額))することにより、派遣労働者の直接雇用を強力的に推進する。(制度要求)
- 3 再就職支援対策 4,006億円
- (1) 地域における雇用機会の創出 4,004億円
- ① ふるさと雇用再生特別交付金の創設 2,500億円
- 都道府県に対する交付金により基金を創設し、創意工夫を凝らした事業の実施を支援することにより、地域求職者等の安定的な雇用機会の創出を図る。
- ※事業実施状況等を踏まえ、来年度以降、必要に応じ積み増しを行う。
- ② 緊急雇用創出事業(仮称)の創設 1,500億円
- 都道府県に対する交付金により基金を創設し、地方公共団体が、職を失った非正規労働者や中高年齢者等を対象に一時的な雇用・就業機会を創出する。
- また、国が実施する職業相談・職業紹介と地方公共団体が実施する求職者向けの総合的な就業・生活支援策を一体的に実施する。
- ※雇用情勢の悪化等の状況を踏まえ、来年度以降積み増し等を行い、さらに必要な施策を講ずる。

- ③ 雇用失業情勢の悪化に対応した職業訓練の強化 4. 2億円
更なる雇用失業情勢の悪化を踏まえ、第一次補正予算に加えて、雇用失業情勢の厳しい地域において、民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練を実施する。

(2) 非正規労働者等の雇用安定対策の強化 2. 3億円

① 年長フリーター等の支援のための奨励金の創設

年長フリーター等(25～39歳)を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対して、奨励金を支給(中小企業1人100万円、大企業50万円)することにより、今後3年間で集中的に年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。(制度要求)

② 中小企業の就職困難者の雇入れに対する支援の拡充

高齢者、障害者、母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れる企業に対する特定求職者雇用開発助成金について、中小企業については支給額を拡充する(1人60万円→90万円)。(制度要求)

③ ハローワークの機能強化による非正規労働者の就労支援体制の拡充等 2. 3億円

三大都市圏(東京、愛知、大阪)に加え、北海道及び福岡に派遣労働者等非正規労働者の雇用の安定のための「非正規労働者就労支援センター」を設置し、安定就職に向けた様々な支援をワンストップで提供するとともに、非正規労働者就労支援センター未設置の府県の主要なハローワークにおいても同様のサービスを実施する。

また、雇用失業情勢の厳しい地域のハローワークにおいて、求人開拓体制を強化する。

さらに、日系人集住地域のハローワークなどにおいて、通訳・相談員の増員や市町村とも連携したワンストップコーナーの設置等の体制強化を行い、早期の再就職の促進を図る。

④ 訓練期間中の経済的支援等の拡充

ジョブ・カード制度における雇用型訓練を実施する企業への助成制度の拡充(中小企業の助成率を2分の1から4分の3に引上げ等)、訓練期間中の生活保障給付制度の拡充(返還免除要件の拡大(年齢制限の撤廃等)及び扶養家族を有する者に対する貸付額を10万円から12万円に引上げ)により、非正規労働者の安定的な雇用への移行を促進する。(制度要求)

⑤ 障害者雇用対策の推進

中小企業における障害者の雇用を促進するため、初めて障害者を雇用した中小企業に対する奨励金(100万円)を創設する。

また、今般の景気後退等により解雇・勸奨退職等を余儀なくされた障害者等を新たに雇用して、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に対する助成金(10人以上の雇用で2,000万円支給等)を創設する。(制度要求)

- 4 内定取消し問題への対応 32百万円
- (1) 内定を取り消された学生等への就職支援等の強化 32百万円
- 企業名の公表も含め、企業に対する指導を徹底するとともに、採用内定を取り消された就職未決定者について、早期に就職先が決まるよう、年長フリーター支援のための奨励金(中小企業1人100万円、大企業50万円)の対象に特例的に追加する。(制度要求)
- また、採用内定を取り消された学生等を含む未内定者について、ものづくり企業・中小企業や介護分野等を中心に地域の企業との就職面接会を開催する。
- (2) 新卒者の雇用の安定確保
- 新規学卒者について、採用後直ちに教育訓練・出向・休業させることにより雇用の維持を図る場合も助成金等の対象となるよう、対象者を特例的に拡大する。(制度要求)
- (第1・2・(1)後段(2ページ)参照)

第2 介護従事者の処遇改善と人材確保等

1,680億円

- 1 介護報酬改定による介護従事者の処遇改善 1,154億円
- 平成21年度の介護報酬改定(プラス3.0%)等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する。
- 2 介護人材等の緊急確保対策の実施等 526億円
- (1) 介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充 320億円
- 介護福祉士養成施設等に著しい定員割れが生じている現状を踏まえ、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進するため、介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対して修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」について、貸付限度額の引き上げ、返還免除要件の緩和等を行う。
- (2) 福祉・介護人材の育成・定着の促進 205億円
- 学生、教員等に対し福祉・介護の仕事の選択を促すための相談・助言、潜在的有資格者等の再就業を促進するための研修、複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修及び職場を体験する機会の提供を行うことにより、福祉・介護人材の育成・定着を促進する。(障害者自立支援対策臨時特例交付金(855億円)(第4・1(6ページ)参照)の内数)
- (3) 介護人材確保職場定着支援の拡充
- 介護労働者の確保・定着及び年長フリーター等の雇用情勢の改善を図るため、介護業務未経験者のうち年長フリーター等を雇い入れ、6か月以上定着させた事業主に対して、通常の介護関係業務未経験者を雇い入れた場合よりも助成額を引き上げる(50万円→100万円)。
- また、介護労働者の作業負担軽減のための介護福祉機器(移動リフト等)の導入において、事業主が導入・運用計画を提出し、厚生労働省の認定を受けて導入した場合に、その導入に係る経費の2分の1(上限250万円)を助成する。(制度要求)

- (4) 母子家庭の母の介護福祉士・看護師等の資格取得支援 1.3億円
母子家庭の母の自立促進のために、介護福祉士・看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。

（ 修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)

→ 修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)

第3 出産・子育て支援の拡充

2,400億円

- 1 子育て支援サービスの緊急整備 959億円
子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に安心こども基金(仮称)を創設する。(1,000億円(文部科学省分を含む。))
- 2 子育て応援特別手当の支給 65.1億円
平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。
- 3 安心・安全な出産の確保(妊婦健診公費負担の拡充) 790億円
妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)を受けられるように平成22年度までの間、地方財政措置されていない9回分について、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。
- 4 中小企業の子育て支援促進
育児休業・短時間勤務制度の利用を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人目及び2人目について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人目まで拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額(育児休業:60万円→80万円等)する。
また、労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる(助成率:1/2→3/4、限度額:30万円→40万円(1人当たり)、360万円→480万円(1事業主当たり))。(制度要求)

第4 障害者支援の拡充

869億円

1 障害者自立支援法の円滑施行

855億円

平成20年度までの障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業を、平成21年度以降も延長するため、基金の積み増しを行い、事業所の支援、新法への移行支援等を行う。

(福祉・介護人材の育成・定着の促進(205億円)(第2・2・(2)(4ページ)参照)を含む)

2 障害者雇用対策の推進(再掲・3ページ参照)

第5 医療・年金対策の推進

1,324億円

1 高齢者医療制度の円滑な実施

1,215億円

高齢者医療制度の円滑な実施を図るため、所得の低い方の保険料負担の軽減(平成21年度分:均等割9割軽減、所得割5割軽減)等を行う。

2 医療対策の推進

98億円

(1) 救急医療の充実強化

22億円

① 緊急ヘリポート施設整備事業

11億円

ドクターヘリを用いた救急医療の全国的な確保を図るため、管制塔機能を担う医療機関にヘリポートを設置する費用を助成する。

② 災害派遣医療チーム体制設備整備事業

11億円

災害時の初期対応を行う災害派遣医療チーム(DMAT)が携行する通信装置及び災害時の救急医療に必要な資機材の整備に必要な費用を助成する。

(2) 看護師・助産師の高度技能習得(看護師等協働推進研修モデル事業)

1億円

看護師等が専門性を発揮する機会の増大を図るため、医師と看護師等の協働を推進する効果的・効率的な研修方法及び連携方法等に関するモデル研修の実施に必要な経費を助成する。

(3) 医療分野の情報化の推進

3.8億円

地域における医療連携を推進するため、電子カルテシステムを導入した地域の中心的役割を果たしている医療機関と周辺地域の医療機関間において、診療情報の共有・蓄積等を推進するために必要な機器・ソフトウェア等の経費を助成する。

(4) 先端医療機器等の整備

56億円

がんや循環器病等、国民の健康に著しく影響のある疾患について、原因究明の研究を推進し、治療法の早期確立、医療技術の均てん化・普及等を行うため、国立高度専門医療センターに先端医療機器等を早急に整備する。

- (5) パンデミックワクチン製造能力強化事業 15億円
 新型インフルエンザ発生時に必要なパンデミックワクチン(新型インフルエンザが発生した場合に、そのウイルスを基に製造されるワクチン)の製造能力の強化を図るため、ワクチンメーカーにおいて早期に実施可能な製造設備の整備に係る費用について助成する。

- 3 年金記録問題への対応 11億円
 ○標準報酬等の遡及訂正事案への対応の強化
 標準報酬等の遡及訂正事案について、不適正な処理の可能性がある年金記録の徹底調査を実施する。また、年金受給者、加入者の方からの標準報酬等に関する相談に適切に対応する。

第6 各種施策の推進 86億円

- 1 水道施設の緊急耐震化対策 85億円
 地震により被害を受けやすい老朽化した石綿セメント管、コンクリート管等の布設替えを促進するとともに、浄水場などの基幹水道施設の耐震化の推進を図る。
- 2 生活衛生資金貸付の充実 1.1億円
 生活衛生関係事業者の資金繰り対策のため、日本政策金融公庫による生活衛生セーフティネット貸付等の拡充を図る。

(注)このほか、医療費や生活保護費等の義務的経費の追加等を含め、厚生労働省所管合計で8,939億円を計上

(参考)

生活対策関係予算 合計7,399億円
 一般会計 4,894億円
 労働保険特別会計 2,506億円

新たな雇用対策関係予算 合計1,587億円
 一般会計 1,545億円
 労働保険特別会計 42億円